

2026年2月20日

各 位

会社名 株式会社セイワホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 野見山 勇大  
(コード番号：523A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役副社長 井川 径成  
TEL：052-265-8467 (代表)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年2月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,720,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2026年3月10日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2026年3月26日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年3月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、東海東京証券株式会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、静銀ティーエム証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。  
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。  
なお、本募集株式の一部は、株式会社SBI証券及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。
- (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2026年3月18日に決定する。)
- (7) 申込期間 2026年3月19日(木曜日)から  
2026年3月25日(水曜日)まで

.....  
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 受 渡 期 日 2026 年 3 月 27 日 (金曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社あいち銀行 南陽町支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引取人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,680,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 滋賀県長浜市名越町 1016 番地 4  
株式会社フューチャーラボ 1,150,000 株  
  
静岡県静岡市清水区草薙北 2 番 1 号  
あいぎん未来創造ファンド 4 号投資事業有限責任組合 330,000 株  
  
愛知県弥富市  
野見山 勇大 200,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社 S B I 証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記 1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
 ●.....

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 810,000株(上限)
- (2) 売 出 人 売出人 東京都港区六本木一丁目6番1号  
株式会社SBI証券  
売出株式数 当社普通株式 810,000株(上限)  
(オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年3月18日に決定される。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) その他本オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。

4. 引受人に対する指定販売先への売付け要請(親引け)の件

上記1.の公募による募集株式発行に関し、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、本募集株式の一部につき、当社が指定する下記販売先(親引け先)に対して売付けることを引受人である株式会社SBI証券及びみずほ証券株式会社に要請する予定であります。

指定する販売先(親引け先)、株式数、目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	目的
Untrod 野村クロスオーバーインパクトファンド 投資事業有限責任組合 (東京都港区虎ノ門二丁目2番1号)	取得金額150百万円を上限として要請を行う予定	当社の企業価値向上に資することを目的とするため
株式会社リバネス (東京都新宿区下宮比町1番4号 飯田橋御幸ビル6階)	取得金額50百万円を上限として要請を行う予定	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
セイワホールディングスグループ従業員持株会 (愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号)	取得金額30百万円を上限として要請を行う予定	当社グループ従業員の福利厚生のため

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
 ●.....

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募集株式数 当社普通株式 3,720,000株
- (2) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 1,680,000株  
② オーバーアロットメントによる売出し(\*)  
当社普通株式 810,000株 (上限)
- (3) 需要の申告期間 2026年3月11日(水曜日)から  
2026年3月17日(火曜日)まで
- (4) 価格決定日 2026年3月18日(水曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における  
需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2026年3月19日(木曜日)から  
2026年3月25日(水曜日)まで
- (6) 受渡期日 2026年3月27日(金曜日)

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が810,000株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である野見山勇大(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2026年4月24日を行使期限として当社から付与される予定であります。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、みずほ証券株式会社と協議の上、上場日(2026年3月27日)から2026年4月24日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....



#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。当社は、創業以来配当を実施しておりませんが、上場後は、当社グループの経営環境、事業拡大のための投資計画等を総合的に勘案するとともに、内部留保及び財務体質の水準を考慮して、配当を実施したいと考えております。

##### (2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当実施の可能性、その実施時期等については未定であります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況

	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△97.82円	1.39円	15.80円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	7.5%	31.8%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 2023年5月期の自己資本当期純利益率は、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年5月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。また、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....

当たり指標の推移を記載しております。なお、2023年5月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、仰星監査法人による監査を受けておりません。

	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	△0.97円	1.39円	15.80円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	—円 （—円）	—円 （—円）	—円 （—円）

## 5. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野見山勇大は、株式会社SBI証券及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後360日目の2027年3月21日までの期間（以下ロックアップ期間①）という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社株主（新株予約権者を含む）であるDBC1号投資事業有限責任組合、井川径成、森祐介、橋本久司、橋本享子、山下裕輔、伊澤智也、三宅悠介、児玉栄司、安東秀顕、坂田啓輔、大石勇、戸塚優、小崎和哉、進藤祐造、竹内和彦、松本竜也、佐藤康、西尾勉、山田雅和、吉良晃一及びその他38名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年9月22日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間②中、は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

.....  
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....